別記様式（第３条関係）

子ども医療費助成おける進学等による区域外居住申立書兼誓約書

堺市　　区長　殿

１　私は、進学等のため本市の区域外に住所を有する子どもを監護し、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、以下のとおり申立てします。

・進学等のため本市の区域外に住所を有する子どもについて

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリ ガナ |  | 生年 月日 | | 年　　月　　日 | | 続 柄 |  |
| 氏 名 |  |
| 住 所 |  | | | | | | |
| 学校等 名 称 |  | | 在学期間 | | 年　　　月　　　日から 　　　年　　　月　　　日までを予定 | | |
| 学校等 住 所 |  | | | | | | |

２　私は、子ども医療費助成を受けるにあたり、以下の事項について遵守することを誓約

します。

(1) 申立内容に変更があったとき又は次のいずれかに該当したときは、速やかに届け出ること。

　ア　堺市子ども医療費助成条例第３条第１項各号のいずれかに該当することとなったとき。

　イ　対象者が住所を有する市町村において、当該市町村の医療費助成を受けることとなったとき。

　ウ　対象者が学校等を退学したとき。

　エ　保護者が対象者を監護しなくなったとき。

オ　保護者が本市の区域内に住所を有しなくなったとき。

　(2) 受給資格を喪失することとなった日以後にかかった医療費を返還すること。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　申立人　住　所

氏　名

（申立人が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

堺市子ども医療費助成条例（平成５年条例第２２号）第３条第１項抜粋

（対象者）

第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護者

(2) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(3) 前２号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(4) 堺市重度障害者医療費助成条例（昭和４８年条例第５４号）第６条の規定により医療証の交付を受けている者

(5) 堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和５５年条例第１５号）第４条第２項の規定により医療証の交付を受けることができる者